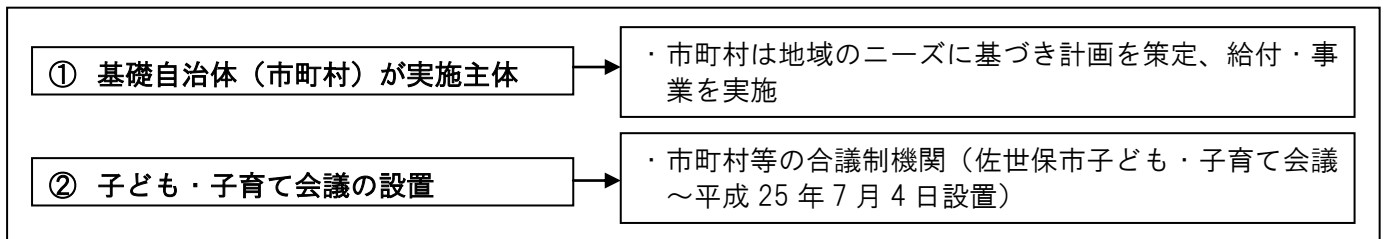


子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査について

1 子ども・子育て関連3法の仕組みに関する“主なポイント”



2 子ども・子育て関連3法の内容及び留意事項（ニーズ調査関連項目）

(1) 市町村等の責務 ⇒ 1-① 基礎自治体（市町村）が実施主体

子ども・子育て支援法 第3条 第1項

市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

(2) 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定 ⇒ 1-① 基礎自治体（市町村）が実施主体

子ども・子育て支援法 第61条 第1項 及び 第4項・第5項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

(3) 市町村等における合議制の機関 ⇒ 1-② 子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法 第77条 第1項 及び 第2項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、**地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。**

3 調査方法について

(1) 調査対象・調査数

0～5歳までの子ども約3,000人：アンケートは保護者が回答

- ・地区別のニーズを把握するため、本庁及び支所、行政センター単位でサンプル数を算出
- ・対象者については、住民基本台帳から無作為抽出（平成25年8月16日 個人情報保護審議会へ説明済）

(2) 調査時期

平成25年10月～

- ・調査票の内容については、子ども・子育て会議の意見を踏まえて決定
- 【第2回】事務局から説明⇒子ども・子育て会議で協議（質問・意見）⇒協議結果を踏まえ、調査票の修正
- 【第3回】事務局から調査票（案）の提示⇒子ども・子育て会議で協議⇒調査票（案）の決定

(3) その他

アンケート調査以外に、下記の調査についても実施する予定

- ・幼稚園における預かり保育の利用実態調査
- ・認可外保育施設の利用実態調査
- ・小学校児童における放課後児童クラブの利用状況調査